

11月24日(日)は

鳥取市議会議員選挙の投票日です

投票時間は、午前七時から午後八時まで。

小さなお子さんや付添いの人も一緒に投票所に入ることができます。
棄権しないで投票しましょう。

投票できる人

昭和五十七年十一月二十五日以前に生まれ、平成十四年八月十六日以前に転入届を提出している人（選挙人名簿登録者）で、引き続き市内に住んでいる人です。投票日まで市外に転出される人は、投票できません。

投票所入場券

入場券は、世帯主あてに郵送します。一枚のがぎに同一世帯員につき三人分の入場券を印刷しています。自分の名前が記入されている入場券を切り取って投票所へ持参してください。

なお、入場券を当日持参されなかった場合でも、選挙人名簿に登録されている人は投票できます。投票所で申し出てください。

不在者投票

仕事やレジャー、買物などの理由で投票日に指定された

できない人は不在者投票の期間中、滞在地の選挙管理委員会（選挙管理委員会の業務時間内）で不在者投票することができます。

郵便投票

郵便投票証明書の交付を受けている人は、十一月二十日（水）までに不在者投票の請求をしてください。自宅で不在者投票をすることができます。

郵便投票証明書交付の要件

身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている人が選挙管理委員会へ申請することにより交付されます。対象となる障害は次のとおりです。

両下肢、体幹（1・2級）
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸（1・3級）

投票所の変更

第十六投票区の投票所は、南中学校体育館の建替え工事のため、「さわやか会館」に変更します。

問い合わせ先 鳥取市選挙管理委員会（20 33386）

